

『法と科学のハンドブック』(以下、ハンドブック)は科学がより適切な形で法的判断に生かされるようになるためには、現状でどのような問題点があつてその突破口はどこにあるかを探求するものです。

ハンドブックの構成は次の通りです。まず「第1章 何が問題か—被害発生が明らかでない科学技術を裁判所でどう取り扱うか」において、問題提起を端緒としてハンドブック全体の目的と構成が示されています。「第2章 科学とは何か」及び「第3章 裁判とは何か—期待し過ぎてはいけない?」では、科学と裁判の現状を整理し、それぞれの専門家ではない人にとっては理解しにくい点等を丁寧に説明しています。読者が科学と裁判の実際・関係性を見直す出立点です。続いて「第4章 科学者からみた科学裁判」「第5章 法律家からみた科学裁判」にて、科学者・法律家それぞれの裁判への関わりを軸に、不確実性が惹き起こす困難を暴いた上で、その解決策を示唆しています。そして最終章である「第6章 法と科学の協働に向けて」では、研究プロジェクト「不確実な科学的状況での法的意思決定」が抱く「希望」として、法律家と科学者がよりよく関わっていく可能性が示されています。

つまり「法と科学のハンドブック」は、到達点として科学がより適切な形で法的判断に生かされるようになることを設定した上で、それに向けて科学と裁判それぞれの正しい認識や現在の科学と裁判の関わりを提示し、科学裁判において法律家と科学者がよりよく関わっていくことまでも射程に入れているというものです。

このプロジェクトの扱っているテーマは現在の司法が抱えている重要な問題点を扱うもので、筆者も駆け出しではありますが法学に携わる者の一人として切に興味を惹かれるところでもあります。また、科学裁判は多くの場合社会的影響力が大きい問題を取り扱っており、社会生活への反響の大きいものとなりますので、法律家・科学者のいずれにも該当しない方も同様の興味を感じているのではないのでしょうか。「ごあいさつ」で触れられている通り、そもそもハンドブックが学術書ではなくハンドブックの形になっているのも、広く一般の方々にも読んでいただきたいためとのことですので、まさに狙いが的確であると感じます。

さて、科学的判断の裁判への持ち込まれ方には、日頃から疑問を感じるころが多くありました。その上、何より専門家然とした色彩が他と比べて強いと言っても過言ではないような法律家と科学者の交わりはこれまで希薄であったように見え、できるだけそれぞれが互いの分野に干渉しないようしたいといった風潮が少なからずあるように感じます。

特筆すべき点として、このハンドブックが科学者と法律家がよりよい関係を構築することまでを最終的な到達点として見据えているということが挙げられます。科学裁判を中心に考える以上、ハンドブックで扱っていることの直接の射程は科学者と法律家に技術者を含める程度ではありますが、実際にはいっそう広い射程を有していると感じます。

例えば筆者はこのハンドブックを読んで、法とスポーツの関係に考えをめぐらせました。こちらも、スポーツのルール（競技規則）が法律を説明するときの喩え話として用いられるようなことを除けば、双方の関係性は裁判の場だけと言っても過言ではありません。しかも、裁判所が競技中の審判員の任務を、あくまで競技規則の適切な適用だけで安全配慮義務まではないとだけ判断している——すなわちスポーツについては最小限の判断をしている——ことに見られるように、裁判所はスポーツの内実に関しては判断を避けるきらいがあります。また、スポーツに関する争いごとは基本的にスポーツ仲裁裁判所に持ち込まれるように各スポーツの統括団体が各々定めており、スポーツは特殊なコミュニティのことであって、(狭義の)裁判所にはできるだけ関わらないようにしたいという姿勢がみられます(そもそもスポーツにおける紛争には法律上の争いとは言えないものも多くあるためです)。法とスポーツは、このように相互に干渉し合わないようになっている分野同士といえるのではないのでしょうか。これには科学と裁判に近いものを感じます。

しかし、ハンドブックになぞらえ(スポーツを科学と見立て)、スポーツとは何かを考え直した上で、裁判とスポーツが関わる場での問題点を整理し、その解決策を考えていく際には見事にハンドブックがその道標となります。

筆者は法学研究科で法思想史・法哲学を専攻する中で、スポーツと法の関係に多大な興味をもって日頃思索をめぐらせているのでこのような考えに至りましたが、社会的注目度の高い科学裁判をきっかけにして、様々な人がそれぞれの専門分野のことを考えながらハンドブックを読むことで、様々な専門分野につながりが見出せ、最終的には様々な専門家同士をつなげる可能性をハンドブックは秘めているのではないのでしょうか。

ハンドブックが広く一般の方々に読まれることを想定していることをふまえて、法学教育を受けていない方にとってハンドブックがより理解しやすいものとなることを願って、1点だけ指摘をしたいと思います。

第1章1-2(6)「結局はカネですか?——民事裁判のさまざまな利用法」の節では、裁判を起こす動機はカネ以外にもあるということが述べられていますが、この節はさらに「カネ以外の目的で裁判を起こす場合にも損害賠償請求という形をとる方が訴訟を起こしやすい」ということを加えると、よりわかりやすいものとなるのではないかと感じました。

例えば、本文中の「裁判を通じて『真実を追求したい』」という点に関して言うと、ある真実が知りたい場合に慰謝料請求という形をとれば、裁判の中でその内容が書かれた文書

の提出を命じることができるので、そこで原告の目的が達成できる、という説明がなされえます。このように、訴訟の提起にはいろいろな動機があるということだけではなく、事件が起きなければ裁判にならないということを前提に、様々な動機がある中でもどうして金銭を求める訴訟になるのかというところまで書くと、冒頭の問いに対してより説得力のある回答となるのではないのでしょうか。

ハンドブック中に述べられているように、科学と同様にハンドブックもまた、まだ「動き続けている」ものであると感じますので、今後の動きに多大なる期待を寄せて、ハンドブックが様々な分野をつなぐ懸橋となることを願う所存です。